

監査公表第 597 号

令和 4 年（2022 年）8 月 15 日

札幌市監査委員	藤	江	正	祥
同	愛	須	一	史
同	鈴	木	健	雄
同	國	安	政	典

措置通知事項の公表について

札幌市長から「定期監査等の結果に基づく措置の通知について（令和 4 年 8 月 4 日付け札総第 880 号）」が提出されましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、当該通知（写し）を別添のとおり、公表いたします。

札總第 880 号

令和 4 年（2022 年）8 月 4 日

札幌市監査委員 藤江 正祥 様
同 愛須 一史 様
同 鈴木 健雄 様
同 國安 政典 様

札幌市長 秋元 克広

定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり通知いた
します。

また、定期監査等の結果報告に添えて提出された意見への対応についても、併せて通
知いたします。

別紙

1 指摘に対する措置（令和4年度監査報告第1号に掲載された指摘事項に係るもの）

(1) 令和3年度第3回定期監査（事務監査）関係

監査対象	南区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(1) 債務負担行為に基づく支出負担行為に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>支出負担行為は法令又は予算の定めるところに従って行わなければならず、前年度において債務負担行為に基づく支出負担行為が行われている場合、支出を行う年度の歳出予算に基づく支出負担行為を改めて行う必要があるが、関係法令等の理解不足等により、前年度に行った債務負担行為に基づく支出負担行為の決裁を当該年度の支出負担行為の決裁として別案決裁済と処理している事例がみられた。</p> <p>今後は、関係法令等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。</p>
『指摘に対する措置』	
<p>債務負担行為に基づく支出負担行為の決裁を行った案件について、当該年度の支出負担行為の決裁の漏れを防ぐため、契約に向けた進捗状況を把握するための一覧に「決裁日」を記載する欄を設け、所属係長が確実に決裁状況を確認できるようにチェック体制を強化した。</p>	

監査対象	スポーツ局招致推進部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(2) 物品購入等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>物品の製造の請負における完了検査については、資金前渡など支出の方法にかかわらず、物品の納入の際には納品書の提出を受け、物品検査員が立会人の立ち会いのもとに行わなければならず、また、検査完了後は所属長に報告しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、資金前渡で支出を終えた後に納品された物品に係る納品書の添付がなく検査も行われていないものなどがみられた。</p> <p>今後は、関係規程等を順守するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
『指摘に対する措置』	
<p>資金前渡による物品購入も含め、規程に基づいた納品検査の実施について改めて部内に周知をした。</p> <p>また、資金前渡による物品購入については、資金前渡整理簿等を用いて、経理担当者が適宜状況を確認し、再発防止に努める。</p>	

別紙

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(3) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約に関する事務処理において、業務の履行に伴い産業廃棄物が発生した場合に適正に処理されていることを確認するために、仕様書により受託者から提出を求めているマニフェスト伝票の写し等を、確認不足等により受領していないものがみられた。</p> <p>この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策を実施していたにもかかわらず、これが徹底されていなかったものである。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、リスク対応策を改めて部内職員へ周知徹底し、更なるチェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

内部統制制度の特定リスクとその影響を改めて部内で共有し、受領漏れを防ぐため役務検査履行報告書の備考欄に、微取した書類を記載することとしている現行のリスク対応策を徹底し、複数人で確認する等、チェック体制を強化した。

監査対象	南区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(4) 役務契約に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>役務契約に関する事務について、単価にて契約締結した事業者からの業務の完了報告書及び請求書の金額に誤りがあったにもかかわらず、完了検査を合格として委託費の支払いを行っているものがみられた。</p> <p>この事務処理については、内部統制制度の特定リスクとして既に認識のうえ、その対応策等を定めていたにもかかわらず、これが適切に実施されていなかったものである。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、リスク対応策等を改めて部内職員へ周知徹底するとともに、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、更なるチェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

支出事務について、検査を行う職員及びこれらの確認職員を対象にした研修により、組織全体で基本的事項を再確認したほか、内部統制制度の特定リスク及びその対応策について、確実に取り組むよう所属長から強く指示し、適正かつ確実な事務執行に関し組織全体の意識啓発を行った。

また、役務契約に関して、チェックリストによる提出書類の管理と、提出書類の検査員への供覧を一体的に行う様式を作成することにより、チェック体制を強化し、適正な事務執行を行う体制を構築した。

別紙

監査対象	清田区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(5) 物品・役務契約における押印省略等の取組みに関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>令和3年3月から、従前、押印をするため書面のみの授受に限定していた契約等文書について、法令等により押印・書面によることが義務付けられている一部の文書等を除き、押印を省略し電子メールにて事業者から文書の受領ができることとされたが、この取扱いに際しての理解不足等に起因すると考えられる以下の事例がみられた。</p> <p>ア 押印省略等に係る電子メールの利用に当たっては、事業者は札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレス、札幌市は組織用インターネットメールを用いることとなっているが、このアドレスを用いずに受領等行っていたもの</p> <p>イ 押印省略等の取扱いを行った契約等文書について、供覧等を行う場合には次のいずれかの方法によるところであるが、これを行っていないもの</p> <p>(ア) 受領した契約等文書の余白に「見積用アドレスから受領。」と記入し、担当者の確認印を押印したうえで供覧等を行う</p> <p>(イ) 受領した契約等文書に電子メール本文を添付し供覧等を行う</p> <p>今後は、制度の趣旨を踏まえ、取組みについての理解を十分に深めたうえで正しい事務処理方法を再確認するとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
＜指摘に対する措置＞	
部内へイントラメールにより適正な事務処理方法について周知を行った。今後は、改めて関係規程の確認を行うとともに、履行検査時には経理担当者等、関係職員による複数名でのチェックを行うこととし、職員相互のチェック体制を強化した。	

監査対象	南区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(5) 物品・役務契約における押印省略等の取組みに関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>令和3年3月から、従前、押印をするため書面のみの授受に限定していた契約等文書について、法令等により押印・書面によることが義務付けられている一部の文書等を除き、押印を省略し電子メールにて事業者から文書の受領ができることとされたが、この取扱いに際しての理解不足等に起因すると考えられる以下の事例がみられた。</p>

別紙

	<p>ア 押印省略等に係る電子メールの利用に当たっては、事業者は札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレス、札幌市は組織用インターネットメールを用いることとなっているが、このアドレスを用いずに受領等行っていたもの</p> <p>イ 押印省略等の取扱いを行った契約等文書について、供覧等を行う場合には次のいずれかの方法によるところであるが、これを行っていないもの</p> <p>(ア) 受領した契約等文書の余白に「見積用アドレスから受領。」と記入し、担当者の確認印を押印したうえで供覧等を行う</p> <p>(イ) 受領した契約等文書に電子メール本文を添付し供覧等を行う</p> <p>今後は、制度の趣旨を踏まえ、取組みについての理解を十分に深めたうえで正しい事務処理方法を再確認するとともに、情報共有体制及びチェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
--	---

《指摘に対する措置》

部内各課庶務担当者による定例ミーティングを開催し、情報の理解不足や誤認等がないかを確認することとし、庶務担当者から課内職員への周知に際しては、単に供覧するのみではなく、定例ミーティングで理解した内容や留意点も含めて共有することで、適正な事務処理を行う体制を強化した。

監査対象	市民文化局文化部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(6) 補助金の交付に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>札幌市文化芸術振興助成金の交付に関する事務について、申請者から提出された事業報告時の決算書に記載された金額等が、訂正印等が無いまま手書きで見え消し修正されており、書類上修正の経緯等が不明確なまま交付金額の確定処理を行っているものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、正しい取扱いについての理解不足に起因すると考えられるが、補助金等の交付に係る事務手続きが正確に行われないことは、補助金額の誤り等にもつながりかねず、このような事態となれば申請者間の公平性を欠くことはもとより、本市の行財政運営に対する市民の信頼低下を招いてしまうものであることから、今後は、関係規程等に留意するとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

直ちに部内へ監査結果を周知するとともに、助成金に関する事務について、注意喚起を行った。以降、助成金に関する運用として、書類に不備がある場合には、申請者へ連絡し、正しい記載への修正を依頼するよう徹底することとし

別紙

た。また、部課長会議を通じ部内に改めて周知を行うとともに、複数の担当者による提出書類のチェックを行い、また決裁時にも改めてチェックすることで適正な事務の執行に努めることを再確認した。

監査対象	豊平区市民部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(7) 時間外勤務手当に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>人事給与システムにおける操作誤りや実施申請の未入力により、従事時間が正しく集計されず、手当額を過小に支給しているものがみられた。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、更なるチェック体制の強化を図りながら、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
『指摘に対する措置』	
<p>直ちに実施申請入力と決裁を行い追給した。</p> <p>所属長が全職員に対し、命令申請・実施申請入力を遅滞なく確実に行うよう周知を図り、転入した職員に対しては、転入時及び係会議において口頭で周知を図った。</p> <p>庶務担当者及び係長、課長が、隨時及び月初めに未申請・未決裁のものが残っていないか人事給与システムにて確認を徹底することとした。</p>	

監査対象	豊平区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(8) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>特殊勤務手当の支給に関する事務において、以下のような事例がみられた。</p> <p>ア 特殊勤務従事票の押印廃止に係る様式変更等により、令和3年4月以降、特殊勤務手当の支給を受ける職員がいる場合は、手当の支給に当たり確認が必要となる事項について、「特殊勤務手当勤務票」に記載することとなっているが、賦課徴収等業務手当（月額）に関する同勤務票が作成されていないもの</p> <p>オ 月額の特殊勤務手当の支給において、支給対象となる勤務に従事しない日があるときは、勤務を欠いた日として手当を減額することとなるが、半日勤務を指定した日に、その勤務を欠いた場合は、1日勤務を欠いたものとするところ、0.5日勤務を欠いたものとして扱ったことにより集計を誤り、手当額を過大に支給しているもの</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
『指摘に対する措置』	
<p>アについて</p> <p>指摘以降、当該勤務票について、下記のとおり管理している。</p>	

別紙

- ①各係の庶務担当者が、勤務票（Excel）に自係職員の日々の勤務状況を入力する。
- ②各係長が月末に勤務票を取りまとめ、文書システムにて課長までの決裁を受ける。
- ③課の庶務担当者が、各係の勤務票をチェックし、修正等があれば各係へ連絡を行う。また、修正等がなければ人給システムに登録する。

才について

直ちに過支給した手当分について戻入の処理を行った。

今後は適切な事務を執行するため、担当者だけではなく他の事務職員も関係規程について確認し、周知を図った。また、事務処理のマニュアルに関係規程を加え、今後の事務処理や人事異動などで担当者が変わった場合でも事務の正確性を確保できるようにした。

監査対象	清田区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(8) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>特殊勤務手当の支給に関する事務において、以下のような事例がみられた。</p> <p>ア 特殊勤務従事票の押印廃止に係る様式変更等により、令和3年4月以降、特殊勤務手当の支給を受ける職員がいる場合は、手当の支給に当たり確認が必要となる事項について、「特殊勤務手当勤務票」に記載することとなっているが、賦課徴収等業務手当（月額）に関する同勤務票が作成されていないもの</p> <p>エ 月額の特殊勤務手当の支給において、支給対象となる勤務に従事しない日があるときは、勤務を欠いた日として手当を減額することとなるが、この集計を誤り、手当額を過大に支給しているもの</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

アについて

上記通知を改めて職場内へ周知するとともに、直ちに特殊勤務手当従事票は新様式を使用することに改めた。

エについて

直ちに過払い分の減額を行い、戻入処理を行うことで誤りを修正した。また、これまで庶務担当者が特殊勤務手当勤務票（以下、勤務票）を作成しており、所属係長との間で職員の勤務状況についての確認が不足していたため、保健所への派遣状況など特殊勤務手当の対象とならない勤務をより把握している所属係長が、各人の特殊勤務手当勤務票（以下勤務票）に減額対象事項を都度記載することとした。

さらに、月末には支給対象職員が自身の勤務票で勤務状況を確認することと

別紙

し、所属係長も出勤簿との照合を行うなど、庶務担当者に加えて、所属係長や係員も確認を行うことで特殊勤務手当の入力までのチェック体制を強化した。

監査対象	南区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 支出事務／(8) 特殊勤務手当の支給に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>特殊勤務手当の支給に関する事務において、以下のような事例がみられた。</p> <p>ア 特殊勤務従事票の押印廃止に係る様式変更等により、令和3年4月以降、特殊勤務手当の支給を受ける職員がいる場合は、手当の支給に当たり確認が必要となる事項について、「特殊勤務手当勤務票」に記載することとなっているが、賦課徴収等業務手当に関する同勤務票が作成されていないもの</p> <p>イ 勤務場所以外の場所において国民健康保険料等の納付督励（滞納処分を含む。）の業務に従事した職員には、日額の特殊勤務手当として賦課徴収等業務手当を支給することとされているが、これが全く支給されていないもの</p> <p>ウ 日額の特殊勤務手当について、従事日数の集計等を誤り、手当額を過大又は過小に支給しているもの</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、関係規程等を今一度しっかりと確認したうえでチェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
＜指摘に対する措置＞	
アについて	
関係規定類を十分に確認し、特殊勤務手当従事票の作成を開始した。支給額の誤りを防ぐため、マニュアルを作成し課内に周知した。	
イについて	
関係規定等を十分に確認し、未支給分については可能な限り遡って支給処理を行った。	
庶務担当者のみの事務処理を防ぐため、課内において知識の共有をするべく、特殊勤務従事票及び特殊勤務手当の算定方法について職員向けのマニュアルを作成した。なお、支給額の誤りを防ぐため、従事票は職員個人で作成したものを各係の担当者が確認し、その結果を庶務担当者が確認することとしている。	
ウについて	
直ちに過少分の追給処理を行った。	
また、対象職員の所属する係で「特殊勤務手当勤務票」の電子決裁（又は紙決裁）を行う際に係長・所属長の各段階でチェックするとともに、決裁後に課庶務にてシステム入力する際に改めて出勤簿データと突合するなどの方法によりダブルチェックを実施することとした。	

別紙

監査対象	スポーツ局スポーツ部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(1) 備品の管理等に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>備品の管理等に関する事務において、長期間にわたり以下のような不適切な事務処理が行われている事例がみられた。</p> <p>ア 所管する施設において使用、保管している備品について、備品出納簿及び同使用簿の内容が更新されておらず、備品の現状が把握できないもの</p> <p>イ 取得価格が100万円以上の備品について、固定資産台帳に登録することとされており、また、所有する100万円以上の重要な物品については、毎年度その現在高を市会計管理者に報告することとされているが、固定資産台帳と重要な物品の現在高報告書の内容の整合性が取られていないもの</p> <p>ウ 上記ア、イに起因し、固定資産のうち取得価格が100万円以上の備品及び重要な物品の現状が把握できないもの</p> <p>これらの不適切な事例は、備品の管理に対する基本的な理解が不足しているほかに、組織的なチェック機能も働いていないなど、財産管理が適切に行われていないことによるものである。備品は札幌市の財産であること、備品出納簿は備品の出納管理をする上で基本となる重要なものであることを認識され、今後は関係規程等について職員の理解を十分に深め、チェック体制の強化を図ったうえ、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
『指摘に対する措置』	
アについて	
順次備品出納簿及び同使用簿の整備を進めており、事務の確認及び周知することで更新漏れが生じないよう徹底する。	
イについて	
今後は、備品を購入・廃棄した際には隨時固定資産台帳を更新するよう周知徹底し、また、重要な物品の現在高報告書を作成する際には、固定資産台帳と照合し、更新漏れ等が生じないよう周知徹底する。	
ウについて	
上記ア、イを徹底し、備品の現状把握に努めていく。	

監査対象	清田区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 財産管理事務／(2) 重要な物品の現在高報告に関する事務を適正に行うべきもの</p> <p>本市の所有に属する価格100万円以上の物品については、会計規則により「重要な物品」と位置付けられ、毎年度、その現在高を市会計管理者に報告しなければならないが、固定資産台帳に登録されている現在高と、数量が相違しているものがみられた。</p> <p>この事務処理については、平成29年度第3回定期監査において</p>

別紙

	<p>みられたものであり、改善を図るとしていたにもかかわらず、不十分な引継ぎ及び確認不足により今回の監査でも改善がなされていなかったものである。</p> <p>今後は、関係規程等についての理解を十分に深めたうえ、重要な物品の現在高報告書の作成に当たっては、固定資産台帳及び備品出納簿との突合を確実に行うとともに、組織的な情報共有体制及びチェック機能の強化を図り、同様の誤りを繰り返すことのないよう再発防止に努められたい。</p>
--	--

《指摘に対する措置》

決算時期の重要な物品の報告時にあらためて固定資産台帳と備品台帳、報告書の照合を行うとともに、「固定資産の不適切な管理」をすべての課で特定リスクとし、内部統制上のリスク管理を行うこととした。

また、担当者は備品台帳との照合及び固定資産台帳添付の上で報告書を作成し、確認者はその内容及び過去の報告との間で齟齬がないかをあらためて確認することで、二重のチェック体制により物品の現状把握を行うこととした。

監査対象	南区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 行政運営事務／(1) 国民健康保険における標準負担額差額支給事務を適正に行うべきもの</p> <p>国民健康保険における標準負担額差額支給に関する事務において、審査の結果、支給に該当しない場合は、課長までの決裁を得て不支給通知書を送付することとされているが、この手続きを行わないまま電話のみで不支給となることを説明し、事務を完結している事例がみられた。</p> <p>こうした事務処理は、基本的な事務取扱に対する理解不足等に起因すると考えられるが、申請に対して組織として審査・決定を行わず、また通知書により通知しないことは不適切であることから、今後は、関係規程等をしっかりと確認したうえで基本的な事項を理解し、適正な事務の執行に努められたい。</p>

《指摘に対する措置》

改めて関係規定及びマニュアルを十分に確認し、係内に周知を行い、不支給通知書の必要性について認識を正した。また、却下通知書の様式について担当者及び係長で再度確認した。

監査対象	市民文化局文化部
------	----------

別紙

監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 行政運営事務／(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨を踏まえた事務を行うべきもの</p> <p>公有財産の貸付け等については、札幌市暴力団の排除の推進に関する条例に基づき、「公有財産の貸付等からの暴力団関係者の排除に関する取扱要綱」により事務取扱いに関する必要な事項が定められているが、監査の結果、行政財産の目的外使用許可に際し、規程の確認不足により、同要綱で規定する誓約書を徴取していないものや、使用許可書の許可条件に所定の内容を反映させていないものがみられた。</p> <p>こうした事務処理は、過去の定期監査においても複数の部局でみられたことから、繰り返し指摘等を行ってきたところであり、市民文化局が本市の暴力団の排除の推進における中心的な役割を担う立場であることを踏まえ、今後は、改めて同条例の趣旨や関係規程についての理解を十分に深めるとともに、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに部内へ監査結果を周知するとともに、取扱要綱に基づく適正手続について、注意喚起を行った。また、部課長会議を通じ、常に最新の規則・要綱等の内容を参照しながら事務処理に当たることを再確認するとともに、起案決裁時にはチェックシートを用いて最新の規則・要綱に合致したものであることを確認するよう、部内に周知を行い、体制を強化した。</p>	

監査対象	市民文化局文化部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(1) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの</p> <p>相当時間継続した労働は、労働者を疲労させ能率を低下させるとともに、労働災害、疾病を発生させる原因ともなることから、適正な休憩時間は重要な意味を有する。</p> <p>このことから、労働基準法では、労働時間の途中で勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと定められているところ、確認不足により、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、部内職員へ周知徹底するとともに、関係規程等について理解を十分に深めたうえで、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
<p>《指摘に対する措置》</p> <p>直ちに部内へ監査結果を周知するとともに、休憩時間の確保に関し注意喚起を行った。隨時、決裁者によるチェックを行っているが、改めて部課長会議を通じ、部内に周知と注意喚起を行った。</p>	

別紙

監査対象	豊平区保健福祉部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／4 その他の事務／(1) 時間外勤務における休憩時間を適正に付与すべきもの</p> <p>相当時間継続した労働は、労働者を疲労させ能率を低下させるとともに、労働災害、疾病を発生させる原因ともなることから、適正な休憩時間は重要な意味を有する。</p> <p>このことから、労働基準法では、労働時間の途中で勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないと定められているところ、確認不足により、所要の休憩時間が付与されていないものがみられた。</p> <p>今後は同様の誤りを防ぐため、部内職員へ周知徹底とともに、関係規程等について理解を十分に深めたうえで、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。</p>
《指摘に対する措置》	
<p>労働基準法に基づく適正な休憩の取得および申請について、人事異動により職員が入れ替わったタイミングで課内全員を対象としたメールによる周知を行い、職員及び決裁者となる係長、課長へ注意と再認識を促している。また、課の給与関係庶務担当者が課内職員の時間外等勤務時間における休憩取得実績を参照し、適正に休憩時間が付与されているかを確認する運用を実施している。</p>	

別紙

(2) 令和3年度第3回定期監査（工事監査）関係

監査対象	病院局経営管理部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／1 工事設計／(1) 単価の策定を適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市公共建築（電気・機械）設備工事積算要領」では、公共設備工事の単価策定について定められている。</p> <p>今回監査した設備工事において、見積りにより単価を策定しているが、機器等の価格を決定する際の端数処理について、以下のとおり適正を欠いた事例がみられた。</p> <p>ア 有効上位3桁の取り扱いを守らず単価を策定したもの イ 千円未満の場合の取り扱いを守らず単価を策定したもの</p> <p>この事例については、当該要領に対する職員の理解不足及び検算審査が不十分な事が原因と考えられる。</p> <p>要領に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後、このようなことがないように、関係要領を確認し再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事設計に努められたい。</p>

＜指摘に対する措置＞

これまで使用していたチェックリストに、端数処理が適正になされているか、というチェック項目を追加した。

転入した職員に対して、着任直後に配置時研修を実施して、特に今回の指摘内容の周知を図るとともに、実際に担当となる工事発注手続きにおいて、OJTの中で適正な単価策定を行っている。

7月1日から適用される積算要領の改訂に対応するため、改訂内容に係る課内勉強会を開催して周知徹底を図った。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／2 工事監理／(1) 使用材料を適切に確認すべきもの</p> <p>「札幌市公共測量仕様書」では、受託者は、業務の完了時に確認することができない使用材料について、適宜写真撮影を行い、その他の成果物と共に提出することが定められている。また、建設局土木部管理測量課において作成した「委託業務設計要領」では、境界杭を設置する際に使用する舗装復旧材料の種類が定められている。</p> <p>今回監査した測量業務において、舗装復旧材料の種類が分かる写真等の資料が確認できない事例がみられた。</p> <p>委託者・受託者双方の使用材料の確認に対する認識不足が原因と考えられる。</p> <p>今後、このようなことがないように使用材料に係る写真等の資料が適切に提出されているか確認し、再発防止に向けた取組みを講じるとともに受託者への指導に努められたい。</p>

別紙

《指摘に対する措置》

設計時及び完了時に使用する「測量チェックシート」に使用材料の写真等についての項目を追加した。

また、課内会議時に各担当者に周知し、今後は毎年度6月実施の研修時に説明するとともに、受託業者へ写真を適切に撮影するよう指導し、再発防止に努めている。

監査対象	建設局土木部
監査委員の指摘事項	<p>第1 指摘事項／3 工事事務／(1) 設計変更手続きを適正に行うべきもの</p> <p>「札幌市工事施行規程」では、工事等の施行に当たり設計変更の必要があると認められる場合、工事主任は、直ちにその事実を記載した措置必要事項報告書(*)により上司に報告し、今後の処置について指示を受けなければならないと定められている。</p> <p>今回監査した設備工事実施工設計において、街路灯14基の設置場所を、当初設計にない他の区に変更を行ったにもかかわらず、措置必要事項報告書による報告や契約変更手続きが行われなかつた事例がみられた。</p> <p>この事例については、当該規程に対する職員の認識不足が原因と考えられる。</p> <p>規程に定められた内容は、遵守しなければならないことから、今後、このようなことがないように、関係規程を確認し再発防止に向けた取組みを講じて、適正な工事事務に努められたい。</p> <p>(*) 措置必要事項報告書：工事等の途中で何らかの変更が必要になった場合に、その内容を報告する書類</p>

《指摘に対する措置》

ご指摘の件については、業務主任に設計変更が必要であるとの認識がなく、設計変更に関する知識不足が原因であった。そのため、係会議にて全職員に対し「設計変更等ガイドライン」を周知徹底し知識向上に取り組んでいる。今後は、職員の理解を十分に深めるために定期的に周知を行い適正な事務処理に努めることとした。

別紙

(3) 令和3年度第3回定期監査（出資団体等監査）関係

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・M I C E 推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査／(1) 工事の発注に係る事務を適正に行うべきもの</p> <p>工事の発注に当たり、建設業法の理解が不十分であるため、^①<u>事前に受注者が建設業法上の許可を有しているか確認した形跡がなく</u>、また、^②<u>建設業法に定める主任技術者を配置するよう求めた形跡がないこと</u>や、さらに^③<u>契約時に必須の重要項目が記載された書面を取り交わしていない</u>など、発注者として工事の適正な施工を確保するための対応を欠く事例がみられた。</p> <p>また、契約規程の定めに反し、工事の一部に関して^④<u>受注者以外の第三者による請負や、^⑤規程様式で定める遵守事項が省略された簡易な発注書又は請負書を用いる</u>等の手続きがみられた。</p> <p>さらに、^⑥<u>仕様詳細を書面で明らかにしないまま発注し、適正な施工をどのように確保したのか判然としない</u>事例がみられた。</p> <p>建設業法第1条で定める目的に「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と掲げられている。</p> <p>また、国土交通省作成の『発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（第3版）』において、「法令遵守は、受発注者双方が徹底を図らなければならない」と明記されている。</p> <p>これらのことから、建設業法に則った事務を執行することで発注者である当法人が保護され、受注者等との紛争を未然に防止することにもつながると考える。</p> <p>今後は、建設業法で定める手続きを契約規程に反映する等必要な改正を行い、改正後の契約規程を十分社内に周知しつつ、遵守するためのチェック体制を強化するなど、必要な対策を講じ、改善を図られたい。</p>
《指摘に対する措置》	
<p>①②③ 建設業法上の「建設工事」に該当する工事を発注する場合に、以下2点の確認項目の遵守を含めた契約事務を契約規程に明記するとともに、確認項目を盛り込んだ建設工事専用の発注書様式の新設、及び工事の実施起案にも確認項目を証明する書類を添付することとした。</p> <ul style="list-style-type: none">○建設業の許可を有していること○主任技術者を配置していること <p>また、契約時に必須の重要項目についても、契約規程及び発注書に明記するとともに、札幌市建設工事請負契約約款に準じる旨も明記することとした。</p>	

別紙

- ④ 契約規程に定める様式（様式4-1「発注書」、様式4-2「請負書」）について、公社が承認した場合に限り再委託を可とすることで改定した。
また、第三者へ再委託する場合は、受注事業者に申請書面の提出を求め、課長職以上が確認した上で特段の問題がない場合、承認書の発行をもって再委託を認めるものとした。
- ⑤ 公社指定様式以外の様式の取り扱いについて、契約規程で定める指定様式に掲げる遵守事項を網羅していることが確認できる場合に限り使用を認めることで、契約規程に明記した。
- ⑥ 契約規程に定める起案様式の添付書類のチェック欄に「仕様書」を追加し、起案への仕様書の添付漏れを防止することとした。
これらのことについて、社内のコンプライアンスのチェック項目に契約規程の遵守を追加し、また今年度のコンプライアンス研修においても契約規程をテーマに加えるなど、従業員への周知・啓蒙を行い、契約規程を遵守するためのチェック体制を強化する。

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	1 出資団体監査／(2) 運行管理する車両について、法令に従い定期点検を行うべきもの 藻岩山事業部にて運行管理している無料送迎バス3台について、法令に定める3月ごとの定期点検を行っていなかった。 法令に定める定期点検を行わないことで、整備不良が原因となる事故を引き起こす可能性が高まり、利用者の安全を脅かしかねないことから、法令に定められた期間ごとに定期点検を行い、車両の安全な運行管理に努められたい。

《指摘に対する措置》

担当者による不注意・失念により発生した事柄であるため、再発防止策として、以下の通り、課内・課間等、組織全体のチェック体制を強化するなど改善を実施した。

- ① 各車両についての年間点検計画表（別表）を作成し、山麓事務所（事業課）・中腹事務所（施設運営課・担当部署）にて掲出し認識の共有化を行うと共に、点検実施後は計画表に確認者が押印を行い、山麓事務所においてもチェック担当者を設けて確認を行うこととした。
- ② 法定点検および車検該当月については、イントラネット内の藻岩山事業部共有スケジュールに登録の上、毎月実施している「藻岩山事業部会議」の議事「スケジュール確認」の中でも確認し、事業部全体で共有する。（例：7月が点検実施予定月の場合は6月の事業部会議時に確認）
- ③ 点検実施の日時調整・起案回付の進捗状況等、担当者を中心に事業課・施設運営課双方でチェックし、点検の実施漏れを防止する。
また、当該事項の他に法令上の点検等が義務付けられている事項等についても、漏れ等の発生防止策について再確認する等、チェック体制をさらに強化し

別紙

ていく。

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査／(3) 指名競争入札の透明性を確保すべきもの 業務の委託に係る指名競争入札の実施に関して、指名事業者への指名通知書送付に当たり、^①<u>入札実施の起案等に指名通知書案が添付されていない場合が多く、また、指名事業者辞退の際、その代替として^②<u>予備に選定されていた事業者への指名通知書送付に当たり、送付を伺う起案や指名通知書案等が見当たらなかった。</u></u> 加えて、これらについては^③<u>どのような書類をいつ送付したのか等の記録もないことなど、契約規程の定めが不十分であることに起因する、入札執行の透明性を欠く事例がみられた。</u></p> <p>当法人の契約規程の冒頭において、制定の目的を「契約事務において、より高い透明性、公平性、効率性、コストの削減を図るために、必要な契約の方法と事務の処理を定める」と掲げていることからも、指名競争入札の透明性等を確保することは必須である。 今後は、契約規程に掲げた目的を実現するための具体的な事務手順を検証するなど、必要な対策を講じ改善を図られたい。</p> <p>《指摘に対する措置》</p> <p>① 契約規程に、入札指名通知書を送付する起案を行うこと、及び添付すべき指名通知書案を含めた全ての関係書類について明記し、書類の添付漏れを防止することとした。</p> <p>当該起案は、事務専決規程の定めにより必ず本社合議となることから、次回以降は契約規程を十分確認の上で、主管部署・合議部署にてダブルチェックを行い書類の添付漏れを防止する。また、社内のコンプライアンスのチェック項目に契約規程の遵守を追加し、従業員への周知・啓蒙を行い契約規程を遵守するためのチェック体制を強化した。</p> <p>② 予備事業者を廃止した。</p> <p>③ 指名通知書の送付方法（直接手交・郵送・電子メール等）と送付日を記録・保管することを契約規程に明記することとした。</p>

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査／(4) 再委託業務に係る委託料の不適正な支出を是正すべきもの</p> <p>指定管理対象施設であるジャンプ競技場に係る備付物件の大型映像車について、運行業務を再委託しているが、受託者から請求された委託料の支出について、以下のとおり適正を欠く事例がみられた。</p> <p>ア 受託者から提出された日々の業務の報告書から、多くの場合、従事者は2名（契約単価8,000円/時）であることが確認できるが、従事者4名の契約単価（15,750円/時）で計算した過大な委</p>

別紙

	<p>託料を請求されたにも関わらず、請求内容を是正させることなく不適正な支出をしているもの</p> <p>イ 契約書第6条第1項第2号において、業務実施時間の合計を算出する際、30分未満は切り捨てる旨定められているが、30分未満を切り上げて計算した過大な委託料を請求されたにも関わらず、請求内容を是正せることなく、不適正な支出をしているもの</p> <p>今後は、業務の履行状況及び契約内容を十分確認し、請求内容を適切に精査する等、チェック体制の強化を図り、適正な事務を執行されたい。</p>
--	--

«指摘に対する措置»

ア・イについて

請求から支払までのオペレーションとして、契約内容と業務報告書と請求書の内容確認及び突合作業を担当係長・係員・請求担当者の3名で実施し、確認完了後は各担当者が書類に押印を済ませた後、経理担当者へ一式を送付することとし、検収内容の見直し・改善を行った。経理担当者も確認が完了しているかを確認することでチェック体制を強化した。また、業務マニュアルに履行確認の記載がなかったことから明記し、担当者の変更があった場合にも同様の対応ができるよう措置を行った。

尚、指摘を受け、過剰な支出については受託者と調整を行い、返金をして頂く事で合意している。

監査対象	札幌市森林組合（建設局みどりの推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査／(6) 現金及び金券を適正に管理すべきもの</p> <p>業務規程第44条にて、「現金は、現金出納帳の残高に照合し、金庫に保管しなければならない。」と規定されているが、現金出納帳と手持ち金一覧表とで、金額が一致していない事例が散見された。</p> <p>また、各規程等において金券の管理方法に関する定めはない中で、郵便切手については、郵便切手受払簿により管理しているように見受けられるが、郵便切手の受け入れや払い出しの記載がなく、購入後の使途が確認できない事例も散見された。</p> <p>現金及び金券については、特に、組織的な管理体制を確立し、事故防止に努められたい。</p>

«指摘に対する措置»

ア 現金出納帳と手持ち金一覧表の不一致について

手持ち金一覧表の記載欄に一致確認チェック欄を設け、担当職員が現金出納簿と突合のうえ一致したらチェック欄に印をつけることとし、日常的なチェック体制を整備した。

また、月締め決算時に、現金出納簿及び手持ち金一覧表の月計と保管現金との突合を複数の職員で行うことに加え、現金出納簿及び手持ち金一覧表の

別紙

日計も窓口も合致することとし、事務の正確性を確保できるようにした。

イ 郵便切手の管理について

購入と同時に使用する切手用に、新たに「窓口受け払い簿」を作成し、受入や払出の管理、使途を明確に確認できるようにした。

監査対象	株式会社札幌振興公社（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査／(1) 大倉山ジャンプ競技場の利用料金を適正に収受等すべきもの</p> <p>札幌市ジャンプ競技場条例においては、競技場を指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>大倉山ジャンプ競技場の利用料金と撮影に係る利用料金は、条例と同額を札幌市へ申請し承認を得ているが、以下のとおり承認内容に反し、利用料金を收受していない事例が多数みられた。</p> <p>ア 条例において「業としての写真、映画等の撮影」をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受け使用料を納付しなければならない、と定められている。</p> <p>当法人は「報道」と判断する撮影の場合、業に当たるとしながら利用料金を全額減免としているが、当該減免について札幌市へ承認申請をしていないもの。</p> <p>イ ジャンプ大会等開催の場合、競技場の利用料金や撮影に係る利用料金について、札幌市の承認内容に反して開場時間外部分について割増算をした利用料金を收受せず、1日単位の利用料金のみを收受しているもの</p> <p>これは、札幌市への利用料金等の申請内容が不十分であったことや、過去に作成した内部マニュアルを根拠として、漫然と対応してきたことに起因しており、長期間にわたり不適正な状況が継続していたと推察される。</p> <p>今後は、承認内容に従い適正に利用料金を收受するか、現行の運用を継続するのであれば、速やかに札幌市と協議したうえで適切に利用料金に係る申請をして承認を得る等、必要な対応をされたい。</p>
《指摘に対する措置》	
アについて	スポーツ局と振興公社に認識の違いがあったことから、双方で協議し、報道のためのテレビ撮影料に係る取り扱いを定めることとし、それに基づき、振興公社の内部マニュアルを修正する。
イについて	今後は割増料金も含め、適正な利用料金の徴収を行うこととし、振興公社の内部マニュアルを修正する。

別紙

監査対象	株式会社札幌振興公社（スポーツ局スポーツ部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査／(2) 札幌オリンピックミュージアムに係る利用料金を適正に申請すべきもの</p> <p>札幌オリンピックミュージアム条例においては、ミュージアムを指定管理者が管理する場合、利用料金の額は、指定管理者が条例の規定による使用料の範囲内で市長の承認を得て定めることとなっている。</p> <p>当法人が参画する「さっぽろセレクト」に係るミュージアムの利用料金について、料金改定があったにも関わらず札幌市へ変更の申請を失念していた。</p> <p>速やかに、改定後の利用料金にて承認申請を行う等是正されたい。</p>

《指摘に対する措置》

札幌市に対し、上記料金改定に係る変更申請を行うこととする。申請作業の見落としがあったことから、今後は担当業務のマニュアルやスケジュール表を明記し、チェック体制を強化するなど具体的な再発防止策を定めることとする。

監査対象	札幌駅周辺自転車等駐車場利用推進グループ（建設局総務部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査／(3) 仕様書の定めを満たす損害賠償保険に加入すべきもの</p> <p>札幌市と当団体が締結した、札幌駅周辺自転車等駐車場の指定管理に係る協定に定める指定管理者業務仕様書において、損害賠償保険に加入することが定められているが、当団体が加入している損害賠償保険は、以下のとおり仕様書の定めを満たしていなかった。</p> <p>速やかに、仕様書の定めを満たす損害賠償保険内容に是正されたい。</p> <p>ア 指定管理対象施設である自転車等駐車場のうち、一部の施設が保険の対象となっていないもの</p> <p>イ 指定管理者から委託を受けた者が、被保険者となっていないもの</p>

《指摘に対する措置》

ア 路上駐輪場においても、管理上の責任が発生し損害賠償等の責任が発生する可能性があることから、保険対象とする必要性があることを指定管理者へ説明の上、保険契約の内容を変更するよう指導し、措置済み。（令和4年4月1日付で契約変更）

イ 監査時点においては、札幌市と当団体の事実誤認により、受託業者が被保険者に含まれていない旨の説明をしたため、当該指摘を受けたところである。しかし、再度保険の内容を確認したところ、指定管理者特約条項において、受託業者が被保険者となる内容が平成31年4月から既に含まれていることを確認したため、新たな措置は不要である。

別紙

監査対象	株式会社東急コミュニティー（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	2 公の施設指定管理者監査／(5) 指定管理業務に係る費用の執行を適正に行うべきもの 指定管理業務以外の用途で使用した車両のガソリン代を指定管理費用から不適正に支出していた。今後は、ガソリン代も含め、指定管理業務とそれ以外の業務の経費を明確に区分し、指定管理費用の執行及び市への報告を適正に行われたい。
《指摘に対する措置》	
指定管理業務以外の用途で使用した車両のガソリン代については、指定管理業務以外の口座から指定管理業務の口座に振替えた。 再発防止に向けては、業務・財務のセルフチェックにおける確認項目を追加し、指定管理費の使途について疑念を抱かれることのないように適正な執行に努める。	

監査対象	アートチャイルドケア株式会社（子ども未来局子育て支援部）
監査委員の指摘事項	3 財政援助団体監査／(1) 補助金の交付申請及び実績報告を適正に行うべきもの 保育所等特殊健康診断（糞便検査）費補助金の対象となる検査費用について、栄養士及び調理員用の単価のみを用いて費用を算出すべきところ、保育士用の単価も誤って合算したこと、過大に補助金を受領していた。 また、食物アレルギー児保育事業費補助金の対象となる経費について、給食材料費や人件費など、項目別に算出すべきところ、給食材料費にまとめて計上し、積算根拠も不明瞭であった。 今後は、複数名による提出書類の確認や、経費を明確に算出し正しい項目に計上することで、交付申請及び実績報告を適正に行われたい。
《指摘に対する措置》	
<ul style="list-style-type: none">○ 保育所等特殊健康診断（糞便検査）費補助金について 札幌市に対して直ちに訂正報告を行い、過大受領分を返還した。また、補助金業務を一元的に担当している会社本部と各施設における情報共有を随時行い、各施設での受検状況についての把握を徹底することとした。○ 食物アレルギー児保育事業費補助金について 当該事業実施に要する経費について、会社本部及び施設において要綱等を見直し補助制度の理解に努めた。また、補助対象事業費については各施設で項目ごとに計上し管理するとともに、会社本部においても補助金実績報告時に経費内訳の確認を行うこととし、令和3年度の実績報告書にて是正し適正に実施した。	

別紙

2 意見に対する対応（令和4年度監査報告第1号に掲載された意見に係るもの）

(1) 令和3年度第3回定期監査（出資団体等監査）関係

監査対象	株式会社札幌振興公社（経済観光局観光・MICE推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査／(5) 指名競争入札の実施方法について（意見）</p> <p>業務の委託に係る指名競争入札の実施に関して、指名事業者が入札前に辞退した際、その代替として、予備に選定されていた事業者に指名通知書を送付したと思われるケースが複数確認できるが、明らかに当該予備の事業者の入札準備期間は当初指名事業者よりも短くなる。</p> <p>当法人の契約規程の冒頭において、制定の目的を「契約事務において、より高い透明性、公平性、効率性、コストの削減を図るために、必要な契約の方法と事務の処理を定める」と掲げているが、上記の入札方法では公平性は確保されないと想料される。</p> <p>当法人が契約規程に掲げた目的を実現しつつ、客観的にも妥当性が確保されるよう、最適な指名競争入札の方法を再検証することに併せて、適宜、規程の実効性や適正性を検証し、必要に応じて同規程を改正したうえで社内に周知することや、チェック体制を一層強化することなど、必要な対策を講じられるよう要望する。</p>
《指摘に対する措置》	
「公平性」確保のため予備事業者の設定を廃止する。また、予備業者分、指名事業者数を増やすことで、入札不調リスクや価格上昇リスクを回避することとした。	

監査対象	札幌市森林組合（建設局みどりの推進部）
監査委員の指摘事項	<p>1 出資団体監査／(7) 固定資産の該当確認について（意見）</p> <p>当組合の定款では、固定資産の取得は理事会の議決事項として定められている。一方、固定資産の要件については、全国森林組合連合会作成の森林組合決算関係書類等様式集に記載されている要件を準用しているとのことだが、物件取得の際、当該要件と照らし合わせて該当の有無をどのように判断しているのか、関係書類からは判然としなかった。</p> <p>今般、物件取得前の確認等が不十分であったため、取得後に固定資産であることが判明したことにより、取得から相当期間経過した後の理事会に取得を付議している事例がみられた。</p> <p>資産の一部である固定資産を正確に把握し、固定資産台帳等に掲載することは、決算内容の正確性を確保するうえでも重要である。</p> <p>今後は、固定資産の要件に該当するか否かを適切に確認できるよう、チェック体制の一層の強化について検討されたい。</p>
《指摘に対する措置》	

別紙

取得実績のない物件を取得する場合など、勘定科目表（森林組合決算関係書類等様式集）を参照することのみでは、取得物件が固定資産の要件に該当するか否かを判断することが難しい案件については、取得前に税理士法人に確認を依頼し回答を得ることとし、チェック体制の強化を図った。

監査対象	エムエムエスマンションマネージメントサービス株式会社（都市局市街地整備部）
監査委員の指摘事項	<p>2 公の施設指定管理者監査／(4) 経費の削減に係る取組について（意見）</p> <p>市営住宅の空き住宅修繕など修繕に係る経費が予算を大きく超過しており、指定管理業務全体の収支においても、収入である札幌市から支払われる管理費用を支出が上回っている状況であった。</p> <p>修繕業務を他社への委託等により実施するに当たり、緊急性の低い修繕の一部については、複数の業者から見積を徴取して価格を比較し、経費削減につなげた点などは評価できるものの、限られた期間内での実施が求められる空き住宅修繕や緊急修繕などは、概ね限定された業者に発注されていた。</p> <p>修繕に係る経費の増減については、個別の修繕内容やその年々における件数などに左右されるところが大きいと思料されるが、そうした中でも、価格競争性を可能な限り確保するために、見積合せの積極的な導入など、更なる経費削減に向けて具体的に検討・実施していただくよう要望する。</p>
《指摘に対する措置》	
価格競争性を可能な限り確保するために、業務の発注にあたっては、見積合せの拡充や、発注先業者の確保により競争性を高め、経費削減に取り組んでいる。	